

＜新旧対照表＞「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」利用規定
2026年8月改定

項目	現 行	改 定 後
表題	＜ペイジー口座振替受付サービス＞利用規定	＜Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス＞利用規定
第1条 〔ペイジー口座振替受付サービス〕	第1条 ペイジー口座振替受付サービス	第1条 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス
第1条 1. サービス名称	ペイジー口座振替受付サービス（以下「本サービス」という）とは、りそな決済サービス株式会社（以下「乙」という）および株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行または株式会社みなと銀行（以下「丙」という）と「預金口座振替による代金回収事務委託契約」（以下「基本契約」という）を締結した委託者（以下「甲」という）に提供するオプションサービスです。	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス（以下「本サービス」という）とは、りそな決済サービス株式会社（以下「乙」という）および株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行または株式会社みなと銀行（以下「丙」という）と「預金口座振替による代金回収事務委託契約」（以下「基本契約」という）を締結した委託者（以下「甲」という）に提供するオプションサービスです。
第1条 1. サービス内容	本サービスは基本契約における預金口座振替依頼書の取扱いによらず、甲のお客さま（以下「丁」という）が、甲の専用端末および丁の預金口座を開設した金融機関から発行されたキャッシュカード（以下「カード」という）を用い当該金融機関に預金口座振替契約の申込を行ない、当該の金融機関から受領した当該申込の諾否に関する情報（以下「申込結果」という）を甲の専用端末に通知するサービスをいいます。	本サービスは基本契約における預金口座振替依頼書の取扱いによらず、甲のお客さま（以下「丁」という）が、甲の専用端末等および丁の預金口座を開設した金融機関から発行されたキャッシュカード（以下「カード」という）を用い当該金融機関に預金口座振替契約の申込を行ない、当該の金融機関から受領した当該申込の諾否に関する情報（以下「申込結果」という）を甲の専用端末等に通知するサービスをいいます。
第1条 1. 提供方法	なお、本サービスは、乙が提携した情報処理センターの株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「戊」という）の「INFOX_NET サービス（口座振替契約受付サービス）」、セイコーソリューションズ株式会社（以下「己」という）の「口座振替受付サービス」、または株式会社リンク・プロセッシング（以下「庚」という）の「Anywhere サービス」を用いて提供します。	なお、本サービスは、乙が提携した情報処理センターの株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「戊」という）の「INFOX_NET サービス（口座振替契約受付サービス）」、セイコーソリューションズ株式会社（以下「己」という）の「口座振替受付サービス」、株式会社リンク・プロセッシング（以下「庚」という）の「Anywhere 口座振替受付サービス」または株式会社セブン銀行（以下「辛」という）の「セブン銀行 ATM 口座振替登録」を用いて提供します。
第2条 1. 本利用規定の名称	乙は、基本契約に基づく預金口座振替依頼書受付事務の取扱いに加え、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という）が定める収納機関契約（収納企業編）（以下「規約」という）第5条に定める口座振替受付サービス収納機関受付方式（本サービス）を取扱うものとし、基本契約および＜ペイジー口座振替受付サービス＞利用規定（以下「本利用規定」という）に加え、規約の関係条項を遵守します。	乙は、基本契約に基づく預金口座振替依頼書受付事務の取扱いに加え、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という）が定める収納機関契約（収納企業編）（以下「規約」という）第5条に定める口座振替受付サービス収納機関受付方式（本サービス）を取扱うものとし、基本契約および＜Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス＞利用規定（以下「本利用規定」という）に加え、規約の関係条項を遵守します。
第2条 3. 提供場所における表示	本サービスの提供場所においては、甲は運営機構の定める表示とともに乙の提携金融機関のカードが使用できる旨の表示を行うものとし、甲が使用する専用端末の画面には乙の名称を表示し預金者の丁の確認を求めるものとします。	本サービスの提供場所においては、甲は運営機構の定める表示とともに乙の提携金融機関のカードが使用できる旨の表示を行うものとし、甲が使用する専用端末等の画面には乙の名称を表示し預金者の丁の確認を求めるものとします。
第2条 6. 暗証番号入力画面	甲が使用する専用端末による暗証番号入力画面には、丁が預金口座振替を依頼する文言を表示するものとします。	甲が使用する専用端末等による暗証番号入力画面には、丁が預金口座振替を依頼する文言を表示するものとします。

項目	現 行	改 定 後
第2条 7. 口座振替契約確認書	規約の第5条第3項3号に基づき、甲が丁に交付する口座振替契約確認書には、乙の名称、口座振替の申込を受付けた旨の文言、口座名義人名以外の口座情報（金融機関コード、支店コード、預金種類、口座番号など）、およびサービスの問い合わせ先を受付専用端末により印字するものとします。	規約の第5条第3項3号に基づき、甲が丁に交付する口座振替契約確認書（以下「確認書」という）には、乙の名称、口座振替の申込を受付けた旨の文言、口座名義人名以外の口座情報（金融機関コード、支店コード、預金種類、口座番号など）、およびサービスの問い合わせ先を受付専用端末等により印字するものとします。尚、確認書と同等の内容を表示する画面にて甲が丁に提示する場合は、丁が事後に確認することができるための措置をとるものとします。
第3条 1. 利用申込書	甲は、本サービスを利用するにあたり本利用規定の内容を承諾のうえ、「<ペイジー口座振替受付サービス>利用申込書」（以下「利用申込書」という）に必要事項を記入捺印し、乙・丙に提出するものとします。	甲は、本サービスを利用するにあたり本利用規定の内容を承諾のうえ、「<Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス>利用申込書」（以下「利用申込書」という）に必要事項を記入捺印し、乙・丙に提出するものとします。
第3条 2. 申請・届出先	乙は、利用申込書の記載内容に基づき、（i）乙が提携する金融機関、および、（ii）戊、己、または庚のいずれかに対して、それぞれ、甲の本サービス利用に関する申請もしくは届出を行ないます。	乙は、利用申込書の記載内容に基づき、（i）乙が提携する金融機関、および、（ii）戊、己、庚または辛のいずれかあるいは複数に対して、それぞれ、甲の本サービス利用に関する申請もしくは届出を行ないます。
第3条 2. 利用承諾	甲の本サービスの利用申込に関わる承諾は、乙・丙、乙が提携する金融機関、および戊、己または庚の利用承諾をもって行います。	甲の本サービスの利用申込に関わる承諾は、乙・丙、乙が提携する金融機関、および戊、己、庚または辛の利用承諾をもって行います。
第3条 2. 利用中止	なお、本サービスの開始後であっても乙・丙、乙が提携する金融機関、戊・己・庚において甲の利用が適切でないと判断した場合は、甲の本サービスの利用を中止することがあります。	なお、本サービスの開始後であっても乙・丙、乙が提携する金融機関、戊・己・庚・辛において甲の利用が適切でないと判断した場合は、甲の本サービスの利用を中止することがあります。
第6条 1. （5）	甲の事業目的に公の秩序または善良の風俗に反する事項が含まれていると、乙・丙、乙の提携金融機関、戊・己・庚において判断したとき。	甲の事業目的に公の秩序または善良の風俗に反する事項が含まれていると、乙・丙、乙の提携金融機関、戊・己・庚・辛において判断したとき。
第6条 3. 設備の定期点検	乙は、前項に定める他、本サービスの提供に必要な戊、己および庚の設備の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。なお、乙の提携する金融機関における本サービスの中断に関しては、その通知方法等は提携金融機関の定めによります。	乙は、前項に定める他、本サービスの提供に必要な戊、己、庚および辛の設備の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。なお、乙の提携する金融機関における本サービスの中断に関しては、その通知方法等は提携金融機関の定めによります。
第8条 1. （3）	戊・己・庚が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合。	戊・己・庚・辛が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合。
第8条 1. （4）	甲、丁、各金融機関、または戊己もしくは庚の責に帰すべき事由による場合。	甲、丁、各金融機関、戊、己、庚または辛の責に帰すべき事由による場合。
第12条 2. 本サービスの廃止	天災、事変、その他不可抗力により本サービスにおけるサーバ等が故障し、または消滅した場合であって、戊・己・庚がそのサーバ等の全部または一部を修理し、または復旧することができず、本サービスの提供が不能または著しく困難になったと乙・丙が判断したときは、本サービスの甲への提供は当然に終了するものとします。	天災、事変、その他不可抗力により本サービスにおけるサーバ等が故障し、または消滅した場合であって、戊・己・庚・辛がそのサーバ等の全部または一部を修理し、または復旧することができず、本サービスの提供が不能または著しく困難になったと乙・丙が判断したときは、本サービスの甲への提供は当然に終了するものとします。

改定実施日：2026年8月21日